

# お知らせ

## 交通災害共済は随時加入ができます

千葉県市町村交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心、有利な制度です。交通事故に遭った場合、2万円から最高150万円の見舞金が支払われます。

### ●共済期間と年会費

申込日	12月1日以降に加入する方
共済期間	加入申し込みされた日の翌日から平成23年8月31日まで
会費(一人)	500円から100円までの範囲(加入月によって異なります)

### ●共済期間と年会費

死亡見舞金	150万円
傷害見舞金	入院・通院実日数により2万円〜50万円
身障見舞金(1級又は2級)	傷害見舞金のほか50万円
交通遺児見舞金	遺児1人につき10万円



加入申し込みは随時受け付けていますので、ご希望の方は、市民課または各出張所で申込みをしてください。  
 ※交通災害見舞金の支給対象は、自動車やオートバイなどによる人身事故で、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書が必要で、交通事故に遭われた時は、直ちに警察へ届出をしてください。届出を怠ると、交通事故証明書が発行されず、当該証明書が取得できない場合には、原則として交通災害見舞金の支給を受けることができません。

## 交通事故相談所を開設

交通事故に遭遇し、お困りの方のために、県では専任相談員と顧問弁護士、臨床心理士からなる交通事故相談所を設置しています。また、県内42市町村においても巡回相談を実施していますので、お気軽にご利用ください。相談は無料です。

### ●山武市交通事故巡回相談

日 時 平成23年1月27日(木)、3月24日(木)  
 午前10時〜午後3時まで (受付午後2時半まで)  
 場 所 山武市役所

### ●千葉県交通事故相談所

交通事故相談所本所  
 〒260-0866 千葉県中央区市場町1-1(県庁本庁舎2階)  
 ☎043(2223)2264  
 受付時間 午前9時〜午後5時(受付午後4時半まで)  
 (土・日・祝日・年末年始を除く)  
 相談内容 損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方など

### 問 市民課市民生活係

☎(80)1271

## 地域安全ニュース

《年末年始特別警戒取締りを実施》  
 12月10日〜1月3日

警戒取締り中は、パトロールや交通取締りなどを強化します。犯罪の被害に遭わないよう次のことに注意しましょう。

### 【ひったくり被害を防止しましょう】

・バッグは車道と反対側に持ちましょう

・自転車のカゴには防犯ネットを付けましょう

・人前で財布を見せることは避けましょう

### 【空き巣被害を防止しましょう】

・留守を悟られないようにしましょう

・地域の協力で犯罪を無くしましょう

・補助錠や窓ガラスに貼る防犯フィルムを活用しましょう

防犯性能の高い建物部品については、県警のホームページをご覧ください。

※県警ホームページ(ポリスネット千葉県)へのアクセスはこちらへ!  
<http://www.police.pref.chiba.jp>

(安全な暮らし) ↓ 犯罪抑止推進室 ↓ 空き巣に注意 ↓ 空き巣 ↓ 防犯性能の高い建物部品について)